

別紙 11 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方

1. 利用許可しない場合の考え方

利用形態		許可しない場合
個人利用		(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
専用利用	一般専用利用	(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になると認められるとき。 (5) 衛生上支障があるとき。 (6) その他管理上支障があると認められるとき。
	事業者専用利用	—

2. 利用方法等の考え方

施設名	利用形態			利用枠		利用の優先度	利用方法及び利用許可の考え方	予約有無	施設利用予約方法等
温水プール (25m プール)	個人利用				・専用利用枠外で随時	1	(利用方法) ・主となる利用方法であり、市民が自由に利用できるもの。 (利用許可の考え方) ・都度毎に、前項の利用許可の考え方に沿って利用許可を行う。	×	—
	専用利用	一般専用利用	各種団体がスポーツ、レクリエーション活動を行うための専用利用	空間枠	・コースの1／2以内	4	(利用方法) ・団体等がコースを専用して利用するもの。 (利用許可の考え方) ・前項の利用許可の考え方に沿って、専用利用させても専用利用者の安全等が確保されると判断され、個人利用に支障を及ぼさない時期及び時間帯であるもののみ許可の対象とする。 例：学校等の利用で引率の教師等が指導、監視する場合 ：一定の技術を持っているものが競技用の練習等を行う場合 ：地域のサークル活動等で、一定の技術を持っているものが指導、監視を行う場合	○	・事業者が、利用規則に定めた内容に合致する形で予約方法を設け、当該方法で利用予約を受け付ける。 ・公共施設予約システムを活用することも可能
				時間枠	・週6コマ程度				
		事業者専用利用	要求事業	空間枠	・コースの1／2以内	2	(利用方法) ・要求事業を実施するためのために事業者が専用利用するもの。 (利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要 ・但し、事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に枠を確保(予約)することができる。 ・但し、個人利用の多い時間帯は極力避けるようにする。
				時間枠	・週6コマ				
			自主事業	空間枠	・コースの1／2以内	3	(利用方法) ・自主事業を実施するためのために事業者が専用利用するもの。 (利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要 ・但し事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に枠を確保(予約)することができる。 ・但し、個人利用の多い時間帯は極力避けるようにする。
				時間枠	・6月～9月間は週6コマ以内 ・その他の月間は週12コマ以内				
同 (幼児用プール)	個人利用				・随時	—	(利用方法) ・主となる利用方法であり、市民が自由に利用できるもの。 (利用許可の考え方) ・都度毎に、前項の利用許可の考え方に沿って利用許可を行う。	×	—

同 (健康増進ﾌﾟｰﾙ) (提案による)	個人 利用				・ 専用利用外で随時	1	(利用方法) ・ 主となる利用方法であり、市民が自由に利用できるもの。 (利用許可の考え方) ・ 都度毎に、前項の利用許可の考え方に沿って利用許可を行う。	×	—
	専用 利用	事業者 専用 利用	自主事業	空間枠	・ 全スペース	2	(利用方法) ・ 自主事業を実施するためのために事業者が専用利用するもの。 (利用許可の考え方) ・ 事業者が自ら実施するため不要 ・ 但し事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。	○	・ 事前に枠を確保(予約)することができる。 ・ 但し、個人利用の多い時間帯は極力避けるようにする。
トレーニング室	個人 利用				・ 随時	—	(利用方法) ・ 主となる利用方法であり、市民が自由に利用できるもの。 (利用許可の考え方) ・ 都度毎に、前項の利用許可の考え方に沿って利用許可を行う。	×	—
	個人 利用				・ 専用利用外で随時	4	(利用方法) ・ 個人利用という区分を設けるかどうかについては、事業者の運営方法による。 (利用許可の考え方) ・ 施設が空いている時間において、都度毎に、前項の利用許可の考え方に沿って利用許可を行う。	×	—
スタジオ	専用 利用	一般 専用 利用	各種団体が スポーツ、レ クリエーシ ョン活動を行 うための 専用利用	空間枠	・ 全スペース	3	(利用方法) ・ 各種団体等の軽運動等の専用利用に供する。 (利用許可の考え方) ・ 予約されているものに対し、前項の利用許可の考え方に沿って利用許可を行う。	○	・ 公共施設予約システム (別紙 12 参照)により、 予約を受け付ける。。
				時間枠	・ 週 18 コマ				
	専用 利用	事業者 専用 利用	要求事業	空間枠	・ 全スペース	1	(利用方法) ・ 要求事業を実施するためのために事業者が専用利用するもの。 (利用許可の考え方) ・ 事業者が自ら実施するため不要 ・ 但し、事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。	○	・ 一般専用利用の予約を受け付ける前に枠を確保(予約)することができる。
				時間枠	・ 週 18 コマ				
			自主事業	空間枠	・ 全スペース	2	(利用方法) ・ 自主事業を実施するためのために事業者が専用利用するもの。 (利用許可の考え方) ・ 事業者が自ら実施するため不要 ・ 但し事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。	○	・ 週 18 コマまでは、一般専用利用の予約を受け付ける前に枠を確保(予約)することができる。
				時間枠	・ 週 18 コマ ・ その他、一般専用利用の予約枠に空きがある場合は利用可				

多目的ホール	個人利用				・専用利用外で随時	3	(利用方法) ・個人利用という区分を設けるかどうかについては、事業者の運営方法による。 (利用許可の考え方) ・施設が空いている時間において、都度毎に、前項の利用許可の考え方に沿って利用許可を行う。	×	—
	専用利用	一般専用利用	各種団体がスポーツ、レクリエーション活動を行うための専用利用	空間枠	・全スペース	1	(利用方法) ・各種団体等がスペースの一部または全部を専用して利用するもの。 (利用許可) ・予約されているものに対し、前項の利用許可の考え方に沿って利用許可を行う	○	・公共施設予約システム(別紙 12 参照)により予約を受け付ける。
				時間枠	—				
			SPC以外がイベント等のための専用利用	空間枠	・全スペース		(利用方法) ・参加料等を徴収する大会や通常の都市公園の利用上考えられる利用において社会通念上、公共施設で実施することが不適当でないイベント等の利用 例：地元が実施する農産物直売会、フリーマーケット等 (利用許可) ・本利用形態は、市の都市公園条例に基づく行為許可の対象であり、公共施設予約システムで受け付け前において、事前に市及び利用希望者と内容について協議をする。 ・市が行為許可を出した利用に対し、事業者(SPC)は、前項の利用許可の考え方に沿って、多目的ホールの利用許可を行なう。	○	・市の行為許可を得た利用のみ、公共施設予約システム(別紙 12 参照)により予約を受け付ける。
				時間枠	—				
		事業者専用利用	自主事業	空間枠	・全スペース	2	(利用方法) ・自主事業を実施するためのために事業者が専用利用するもの。	○	
				時間枠	・一般専用利用がなされていない時間		(利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要 ・但し事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。		
温浴施設	個人利用				・随時	—	(利用方法) ・主となる利用方法であり、市民が自由に利用できるもの。 (利用許可の考え方) ・都度毎に、前項の利用許可の考え方に沿って利用許可を行う。	×	—
会議室	専用利用	一般専用利用	各種団体がスポーツ、レクリエーション活動を行うための専用利用	空間枠	・全スペース	1	(利用方法) ・地域の各種団体等の会議やサークル活動等で専用利用するもの。 (利用許可) ・予約されているものに対し、前項の利用許可の考え方に沿って利用許可を行う	○	・公共施設予約システム(別紙 12 参照)により予約を受け付ける

			S P C 以外 がイベント 等のための 専用利用	時間枠	—		(利用方法) ・参加料等を徴収する大会や通常の都市公園の利用上考えられる 利用において社会通念上、公共施設で実施することが不適当 でないイベント等の利用 例：地元が実施する農産物直売所、フリーマーケット等 (利用許可) ・本利用形態は、市の都市公園条例に基づく行為許可の対象であり、 公共施設予約システムで受け付け前において、事前に市及び利用希望者と 内容について協議をする。 ・市が行為許可を出した利用に対し、事業者(SPC)は、前項の利用許可の 考え方に沿って、多目的ホールの利用許可を行なう。	○	・市の行為許可を得た利用のみ、公共施設予約システム(別紙 12 参照)により 予約を受け付ける。
				空間枠	・全スペース				
				時間枠	—				
		事業者 専用 利用	自主事業	空間枠	・全スペース	2	(利用方法) ・自主事業を実施するためのために事業者が専用利用するもの。 (利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要 ・但し事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。	○	
				時間枠	・一般専用利用がなされていない時間				
休憩室	個人 利用				・随時	—	(利用方法) ・本施設及び公園利用者が休憩のために自由利用するもの (利用許可) ・利用許可の対象ではない。	×	—
売店・食堂	事業者 専有				—	—	—	—	—
エントランス 広場	専用 利用	一般 専用 利用	S P C 以外 がイベント 等のための 専用利用	空間枠	・全スペース		(利用方法) ・参加料等を徴収する大会や通常の都市公園の利用上考えられる 利用において社会通念上、公共施設で実施することが不適当 でないイベント等の利用 例：地元が実施する農産物直売会、フリーマーケット等 (利用許可) ・本利用形態は、市の都市公園条例に基づく行為許可の対象であり、 公共施設予約システムで受け付け前において、事前に市及び利用希望者と 内容について協議をする。	○	・市の行為許可を得た利用のみ、事業者(spc)が、利用規則に 定めた内容に合致する形で予約方法を設け、当該方法で利用予約を 受け付ける。
				時間枠	—				

駐車場	個人 利用				・ 随時	—	(利用方法) ・ 本施設及び公園への車による来場者のための自由利用 (利用許可) ・ 利用許可の対象ではない。	×	—
-----	----------	--	--	--	------	---	--	---	---